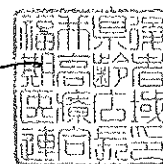


福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年11月30日

福井県後期高齢者医療広域連合長

東村新



○福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

〔平成21年11月30日〕
条例第9号

福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項各号を次のように改める。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号。以下この条において「法」という。）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。第3号において同じ。）に含まれる個人情報その他の法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
- (3) 法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (4) 法第2条第1項に規定する行政機関（以下この号において「行政機関」という。）が法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報
- (5) 広域連合の施設において、一般住民の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。